

2020年2月18日

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

今後の社会啓発方法について

「しつけ」としての体罰、という根強い意識が日本社会にはあります。それを転換するためには、あらゆる機会における啓発活動を実施するため、継続した資源の投入が必要です。表1に他国の事例¹から対象別に有益と考えられる啓発方法の例を提案いたします。今後、様々な実施者による様々な対象者への啓発活動を、国が検討し支援していくご参考になれば幸いです。下表は網羅的になっており、優先順位をつけて段階的・継続的に実施していくことが有益と考えます。

既存の養育者や子どもとの接点、また親支援プログラムや教育課程を利用し、様々な媒体を通じて啓発することが可能です。子ども自身への啓発のためには、特に教育の場において子どもの権利を伝える等、文部科学省との連携や省庁横断的な取り組みが求められます。

以下はいくつかの組み合わせで実施可能な例です。

例：

○養育者に対し、新生児訪問や未就学児訪問の際に保健師からリーフレットを読みながら子どもの発達段階とそれに応じた体罰等によらない子育てについて説明し、子どもとの関わりについて困っていることがあったら一緒に考える。

○小児科、産婦人科の待合室で、繰り返し、体罰等によらない子育て方法についてのDVDを流す。

○役所訪問時（何らかの手続き時）に体罰等によらない子育て方法について記載のあるグッズを配布する。

○保育園児、幼稚園児、小学生、中学生、高校生それぞれの年齢層に合った媒体（紙芝居、絵本、本、動画、授業の一環等）によって、子どもの権利や暴力から自分自身を守る方法について保育や教育の現場で子ども自身に伝える。

○既存の有益な親支援プログラムの実施団体を政府が助成し、社会全体へ広げていく。

既存の仕組みの他、次のような方策も有益と考えます。

○厚生労働省作成「体罰等によらない子育てのために」の内容に基づいて、短時間の子育て講座を作り、普及する支援をすること。

○すべての子育て支援者・子ども支援者が「体罰等によらない子育てのために」の内容に基づいて、養育者や子どもにばらつきのない対応ができることを国として目指すこと。

以上

¹ 欧州を中心とした16カ国による体罰禁止にかかる啓発事例を各種報告書や論文を基に収集。

表 他国の事例から対象別に有益と考えられる啓発方法例

対象		啓発方法		
		媒体	中心的メッセージ	啓発機会・場
大人一般		目に触れる媒体で幅広く啓発するツール（TVCM、ポスター、広告掲示板、商品パッケージ、ロゴマーク、SNS広告等）	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰禁止法改正 ・体罰の影響 ・子ども虐待防止への協力方法 	マスメディア、公共の場
養育者	養育者一般	読み込める媒体での啓発ツール（リーフレット、小冊子、本、ブックレット、ウェブメディア、SNS広告等）	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰禁止法改正とその目的 ・体罰の影響 ・体罰によらない子育て ・子どもの権利 ・子育て相談先情報 ・父親/母親それぞれに響く個別のメッセージング ・夫婦の役割分担 	以下の各種養育者に対する機会・場を参照
	妊娠期の養育者	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット ・講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰禁止法改正とその目的 ・体罰の影響 ・体罰によらない子育て（発達段階、親子の関係性、アンガーマネジメント、声掛けヒント等） ・子どもの権利 ・子育て相談先情報 	母子手帳（父子手帳）交付時、プレ親教室、出生前健診、産前産後ケア、SNS
	乳幼児の養育者	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間で効率よく養育者が学べる講座（1回2時間で完結するようなもの） ・ウェブメディア 	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰禁止法改正とその目的 ・体罰の影響と子どもの回復力 ・体罰によらない子育て（発達段階、親子の関係性、アンガーマネジメント、声掛けヒント等） 	産前産後ケア、出生届提出時、新生児訪問、子育てサロン・広場、小児科、乳幼児健診、保育園・幼稚園の送迎・参観時、SNS
	小学生（低学年/高学年）の養育者	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリ ・SNS ・ニュースレター 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の養育者の経験談 ・専門家からのアドバイス ・子どもとの遊びレシピ 	学校保護者会・参観、地域の子育て教室、家庭教育推進事業、小児科、スクールカウンセラー、SNS
	思春期の子の養育者	<ul style="list-style-type: none"> ・メルマガ ・リーフレット ・イラスト付きの本 	<ul style="list-style-type: none"> ・（上記に加え）衝突しやすい場面での回避アイデア ・思春期特有の悩みへの専門家からのアドバイス 	学校保護者会・参観、地域の子育て教室、家庭教育推進事業、小児科、スクールカウンセラー、SNS
	ハイリスク養育者	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者が行動変容できる支援プログラム（ベアトレ、MyTree、Triple P、CSP等） ・雑誌のような親しみやすい形態の読み物 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子関係の捉え直し ・ポジティブな行動支援 ・問題行動への対処法 ・親子コミュニケーション ・親自身のトラウマケア 	子育て世代包括支援センター、市区町村子ども家庭総合支援拠点、児相等を通じてリスクが見られる場合、情報提供・支援につなぐ
支援者	子育て支援者（SW/子育て支援センター職員/助産師/保健師/小児科医/NPO職員/学者/民生・児童委員等）	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット ・小冊子 ・機関誌 ・子育て支援者向け雑誌 ・動画 	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰禁止法改正とその目的 ・体罰の影響 ・体罰によらない子育ての養育者への伝え方 ・子どもの権利 ・虐待早期発見への方策・報告義務 	養成・資格取得時、採用時、各種研修時
	子ども支援者（保育士/幼稚園教諭/教師/養護教諭/学童指導員/児童館職員/スクールカウンセラー/SSW等）	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット ・小冊子 ・機関誌 ・子ども支援者向け雑誌 ・動画 	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰禁止法改正とその目的 ・体罰の影響 ・体罰によらない子どもとの関わり方 ・体罰によらない子育ての養育者への伝え方 ・子どもの権利 ・虐待早期発見への方策・報告義務 	養成・免許/資格取得時、採用時、各種研修時
子ども	未就学児	紙芝居、絵本、歌、ポスター	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利 ・暴力から身を守る方法 ・相談できる相手 	保育園・幼稚園での読み聞かせ、歌など遊びの中で伝える、園や子育て広場で子ども向けポスターで伝える
	小学生	動画、歌、劇、ウェブメディア、ワークショップ、ディスカッション、コンサルテーション、リーフレット、小冊子、本、ポスター	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利 ・暴力から身を守る方法 ・相談できる相手・場所紹介 	学校の授業（WS、ディスカッション、自由研究）、スクールカウンセラー、小児科、Youtube、
	中学生以上	動画、歌、劇、ウェブメディア、ワークショップ、ディスカッション、コンサルテーション、リーフレット、小冊子、本、ポスター	<ul style="list-style-type: none"> ・ホットライン紹介 ・友だちの気になる様子 	学校の授業（WS、ディスカッション、自主研究）、文化祭（展示、歌、劇）、スクールカウンセラー、Youtube、ウェブメディア、SNS